



未来（ミクル）

（3R推進キャラクター）

印西地区ごみ処理基本計画(案) 概要版



印西市 白井市 栄町

印西地区環境整備事業組合

計画の構成

第1章. 計画策定

計画の目的、計画の位置づけ、計画期間

第2章. 構成市町の概要

地理的、気候的特性、人口の実績と推計

第3章. ごみ処理の現状

ごみ処理の体系、ごみ排出の現状、中間処理の現状、最終処分場の現状、ごみ処理経費の現状、温室効果ガス排出量の現状、国や県の目標値との比較

第4章. ごみ処理の課題

ごみ排出量、資源化、収集・運搬、中間処理施設、最終処分場

第5章. ごみ処理基本計画

計画策定の基本理念、基本方針、ごみ排出量及び処理・処分量の予測、ごみ排出量及び処理・処分量の目標、ごみ減量・資源化の取組、収集・運搬計画、中間処理計画、最終処分計画

第6章. 計画の推進

計画の進行管理

第1章. 計画策定

1. 計画の目的

印西地区環境整備事業組合（以下、「本組合」という。）は、昭和51年3月に設立し、本組合を構成する印西市、白井市、栄町、印旛村（現印西市）、本埜村（現印西市）（以下、「構成市町」という。）から発生するごみの処理を行ってきました。以来、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生、環境負荷の増大などに伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた資源循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

本組合では、平成26年3月に策定した「ごみ処理基本計画」（以下、「前計画」という）で『循環型社会の形成～2Rの取り組みと新たなリサイクルの仕組みづくりを目指して～』を基本理念とし、「ともにつくる2Rの環」「循環型ごみ処理システムの構築」の2つの基本方針を定め、構成市町から日常的に排出される、ごみの資源化と適正処理に努めてきました。

また、昨今世界的な穀物価格高騰や約8億人の飢餓人口の中で、多くの「食品ロス」が発生している状況や、国において平成30年(2018)4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取入れ、「経済」「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。

それらを踏まえ、平成30年(2018)6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

また、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、平成30年(2018)8月からプラスチック資源循環戦略小委員会が開催されており、プラスチックの資源循環を総合的に推進する戦略を検討する中で、レジ袋有料化の方向性も示されています。

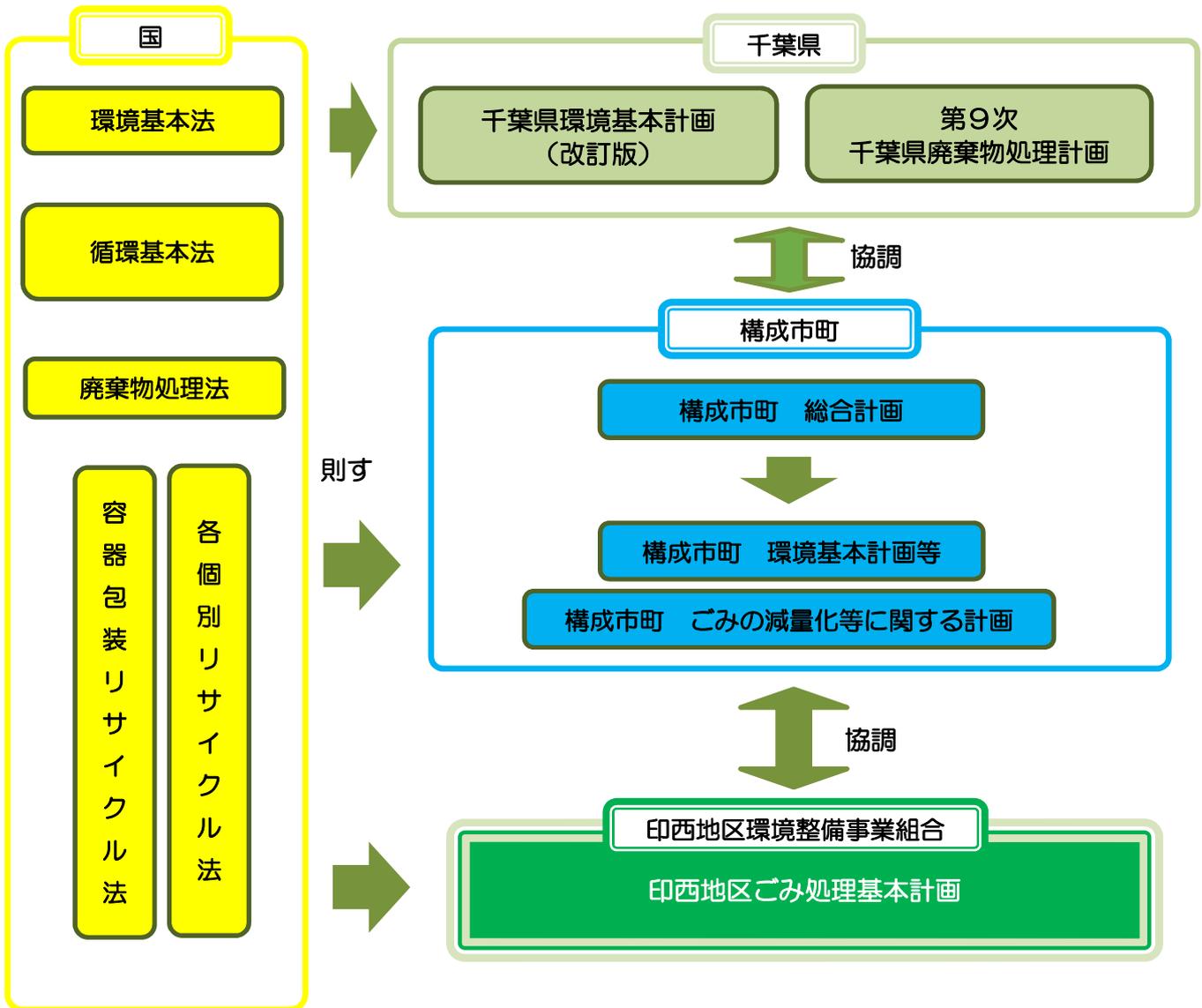
このような国の状況に加え、前計画策定から概ね5年ごとの見直し時期にあたることから、設定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出・処理量の将来予測など循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しを行うこととします。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的な視野に立った本組合及び構成市町共通の一般廃棄物処理（ごみ処理）の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点で策定し、今後の印西地区共通の廃棄物行政の指針となるものです。

なお、本計画では資源循環型社会を構築していくため、「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）に則し、減量化・資源化の取組を強化し、関連法令や千葉県廃棄物処理計画・構成市町の環境基本計画等と協調を図り、本組合及び構成市町が実施する施策について定めるものとします。



3. 計画期間

本計画は2019年度を初年度、2033年度を目標年度とする15年間を計画期間とします。
また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合は、計画期間内であっても必要に応じて計画を見直します。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
計画期間							中間目標年度								計画目標年度
	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画						

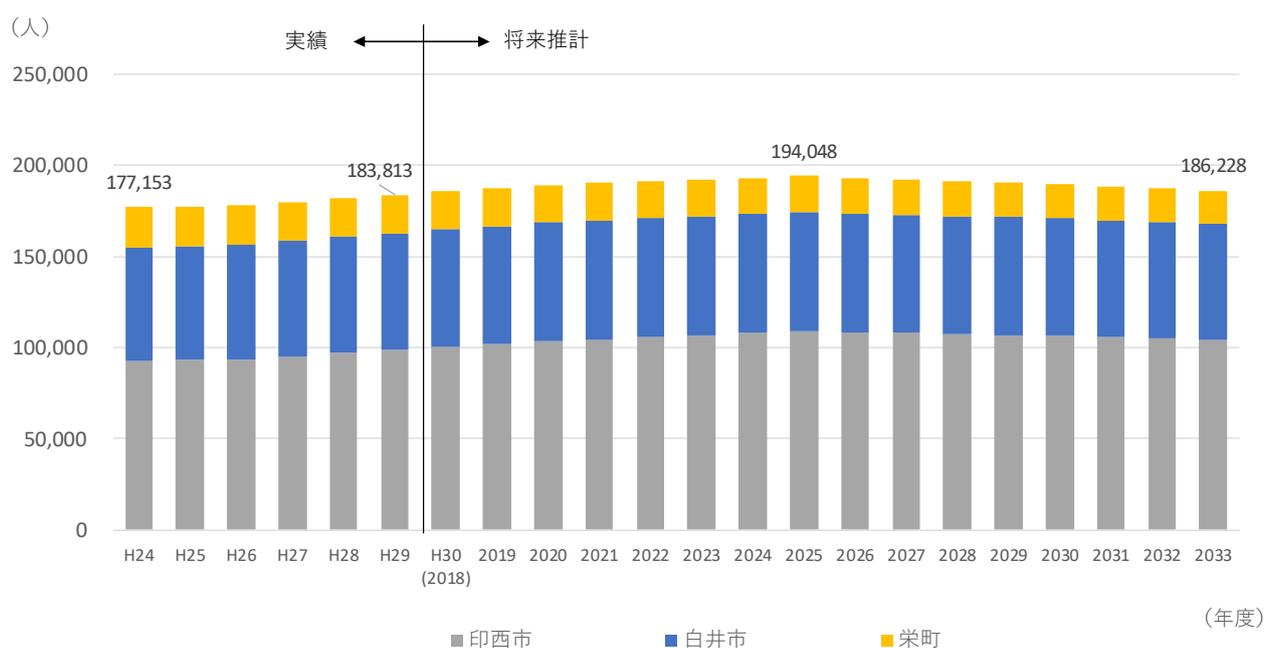
2章. 構成市町の概要

1. 地理的、気候的特性

本組合は、印西市、白井市、栄町の2市1町で構成され、千葉県の北西部に位置し、首都圏30～40km、県都千葉市へ30km圏内に所在します。気候は、内陸型に近く、平成29年の平均気温は14.7℃、年間降水量は1,405.5mmとなっています。

2. 人口の実績と推計

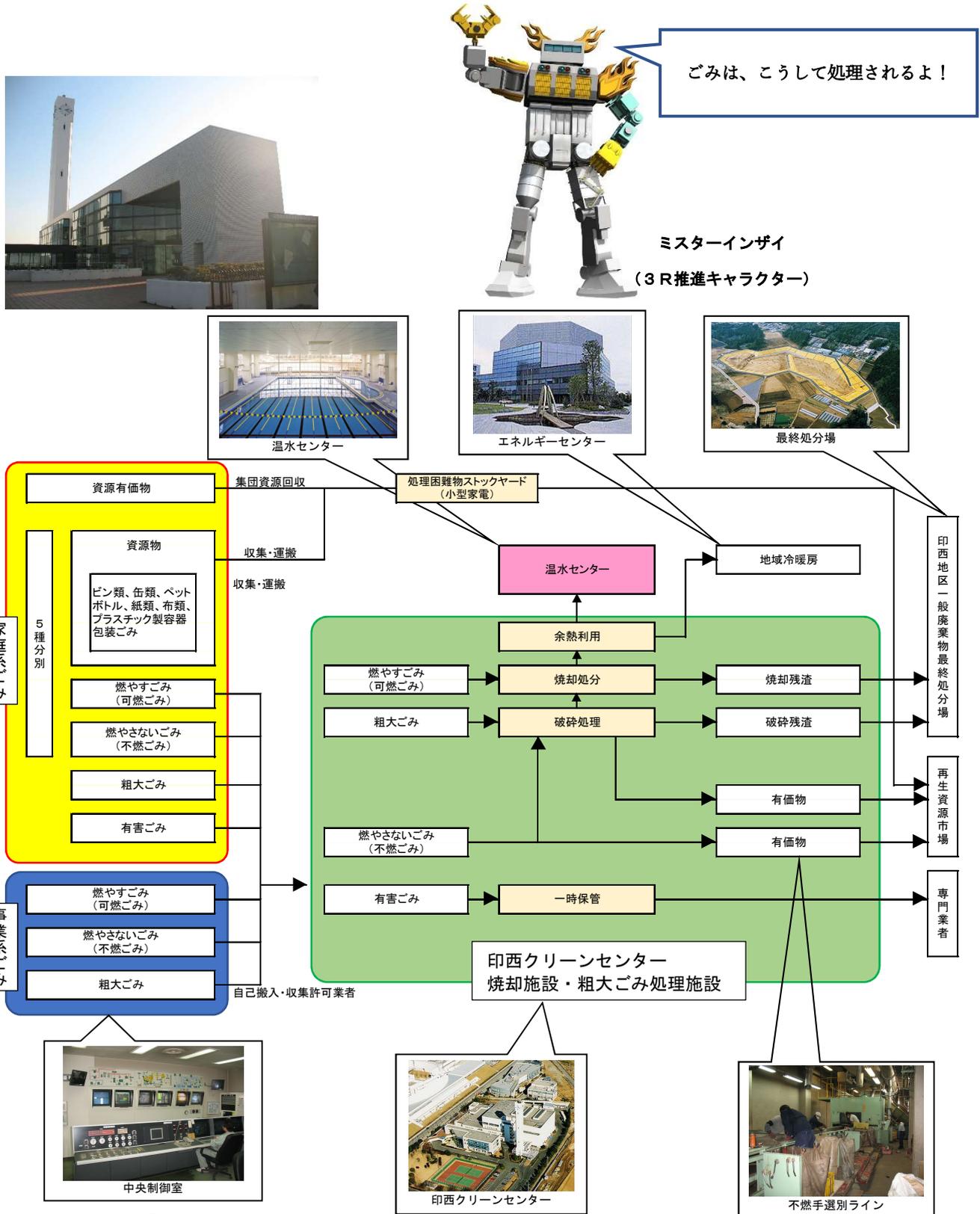
構成市町全体の人口は増加傾向で推移しており、平成29年度（2017）には183,813人となっており、平成20年度から過去10年間で12,975人（7.6%）増加しています。将来人口は、2025年度の194,048人をピークにその後は減少することが予測されています。



第3章. ごみ処理の現状

1. ごみ処理の体系

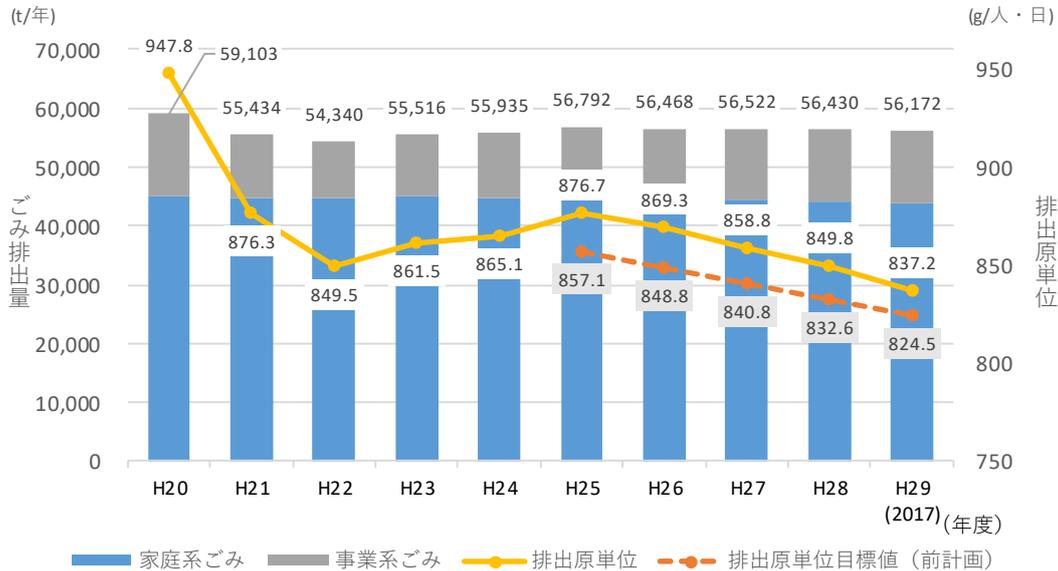
本組合のごみ処理フローは下記の通りとなります。



資料: 印西地区環境整備事業組合 HP

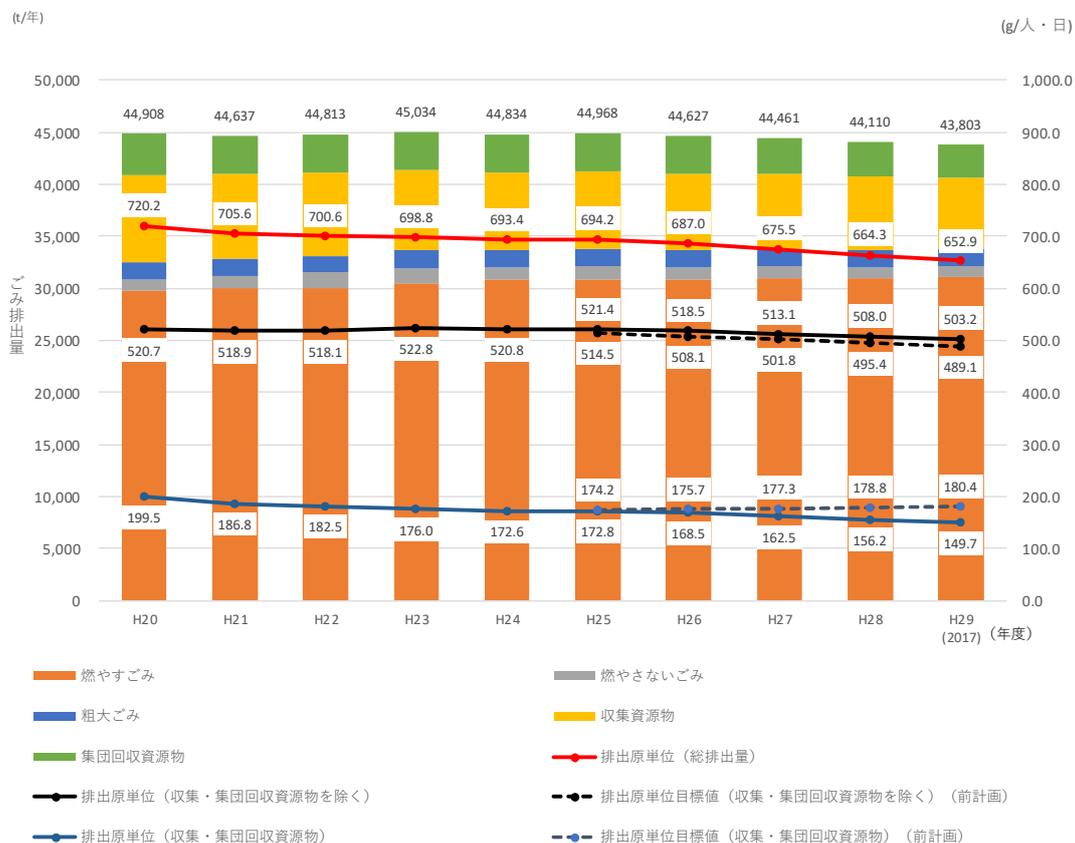
2. 総ごみ排出量の実績

過去10年間の人口は増加していますが、総ごみ排出量(家庭系ごみ、事業系ごみの合計)は、減少傾向で推移しています。しかし、事業系ごみは平成23年度以降、増加傾向で推移しています。また、前計画での目標値は達成していない状況です。



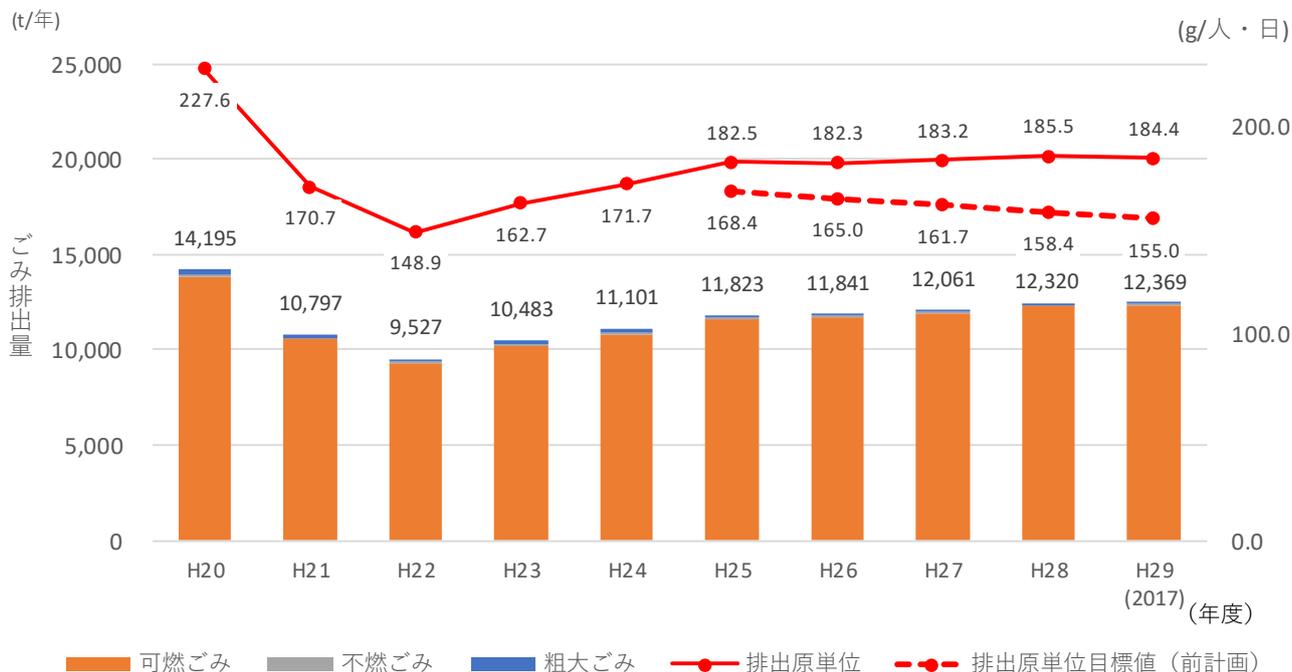
3. 家庭系ごみ排出量の実績

家庭系ごみ排出量及び排出原単位は、平成20年度以降減少傾向で推移していますが、その中の燃やすごみの排出量は、増加しています。また、前計画での目標値は達成していない状況です。



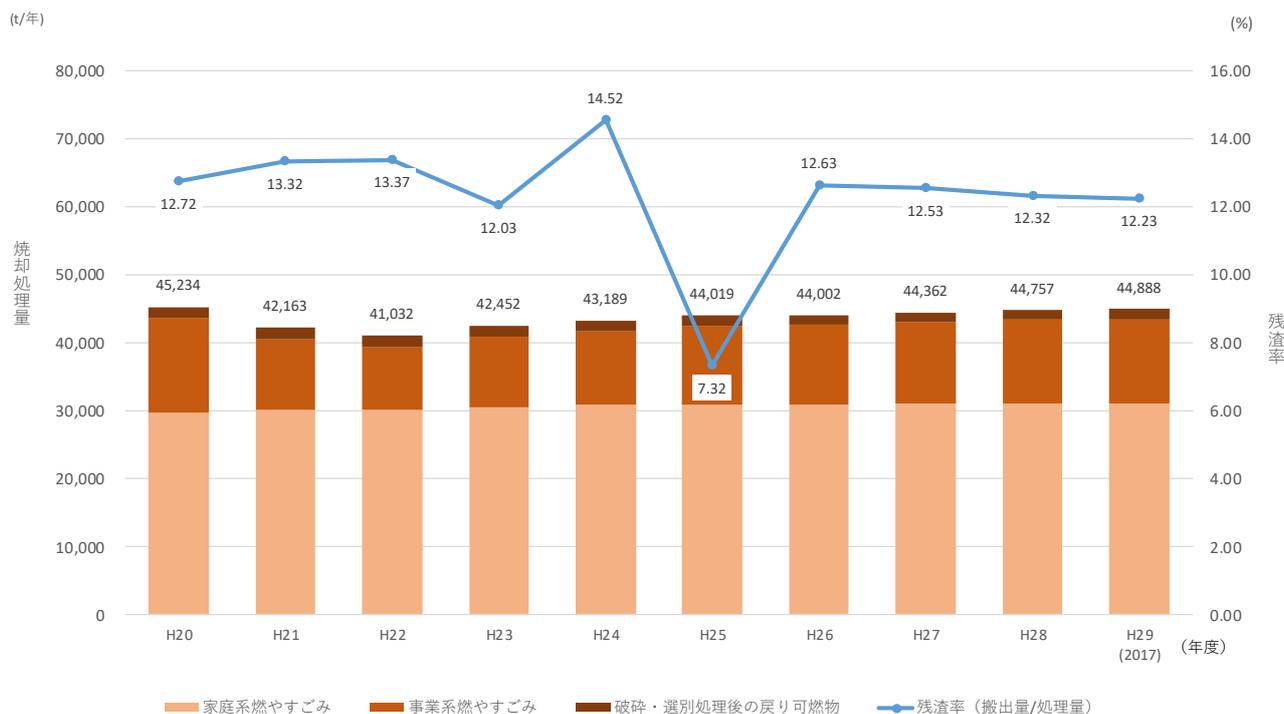
4. 事業系ごみ排出量の実績

印西クリーンセンターで処理した事業系ごみは、排出量、排出原単位ともに平成22年度以降増加傾向にあります。（事業系ごみは可燃ごみが大半を占めています。）また、前計画では、減少傾向で推移する目標でしたが、増加傾向となっています。



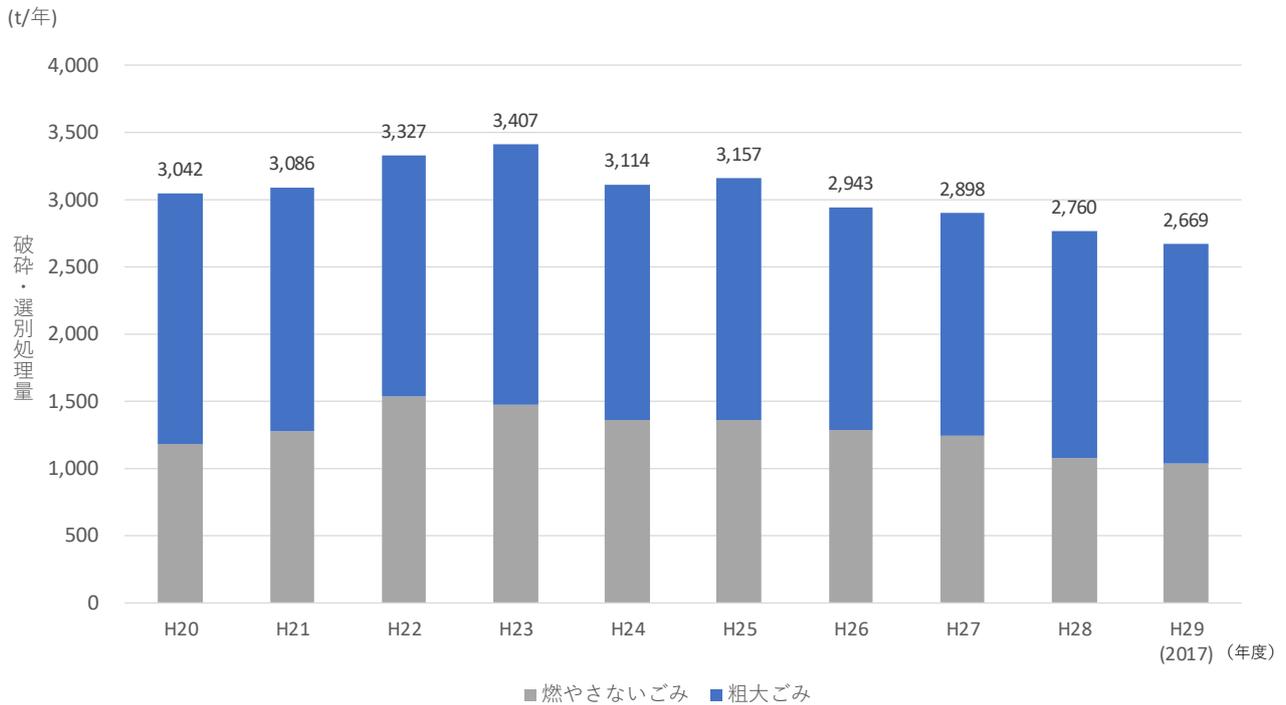
5. 焼却処理量の実績

平成22年度以降、家庭系・事業系とも燃やすごみ（可燃ごみ）量が増加している影響で、焼却処理量は、増加傾向で推移しています。



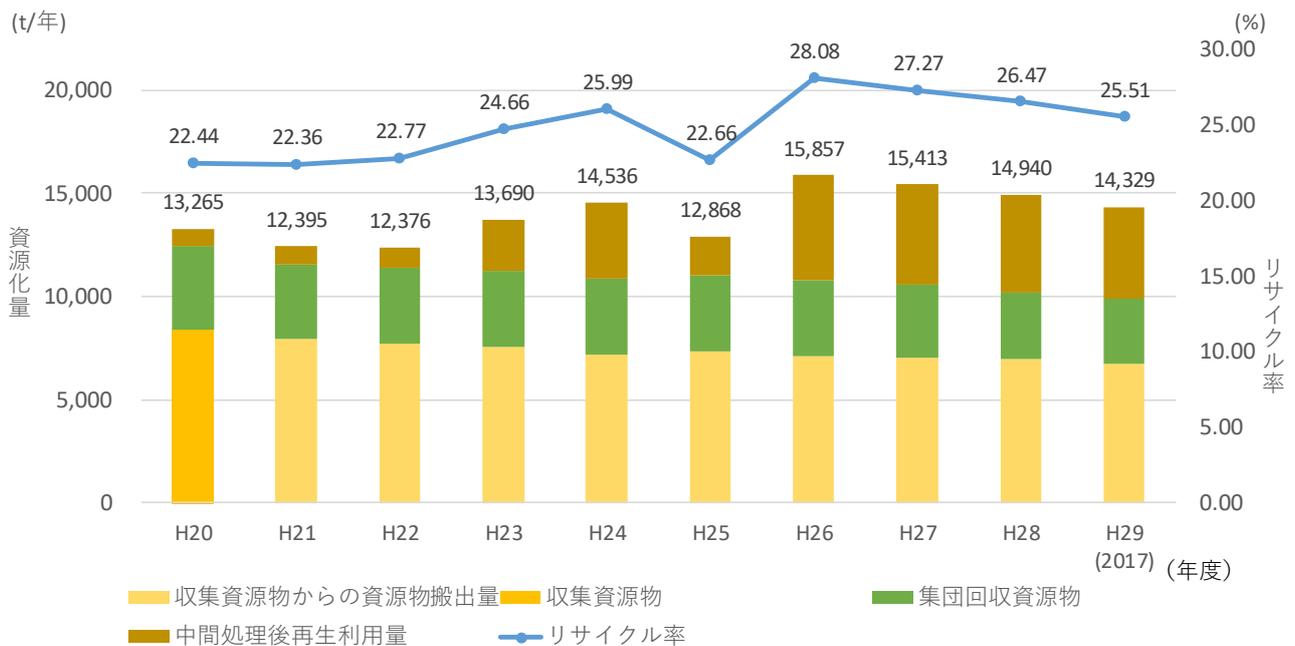
6. 破碎・選別処理量の実績

破碎・選別処理量は、平成23年度以降減少傾向で推移しています。



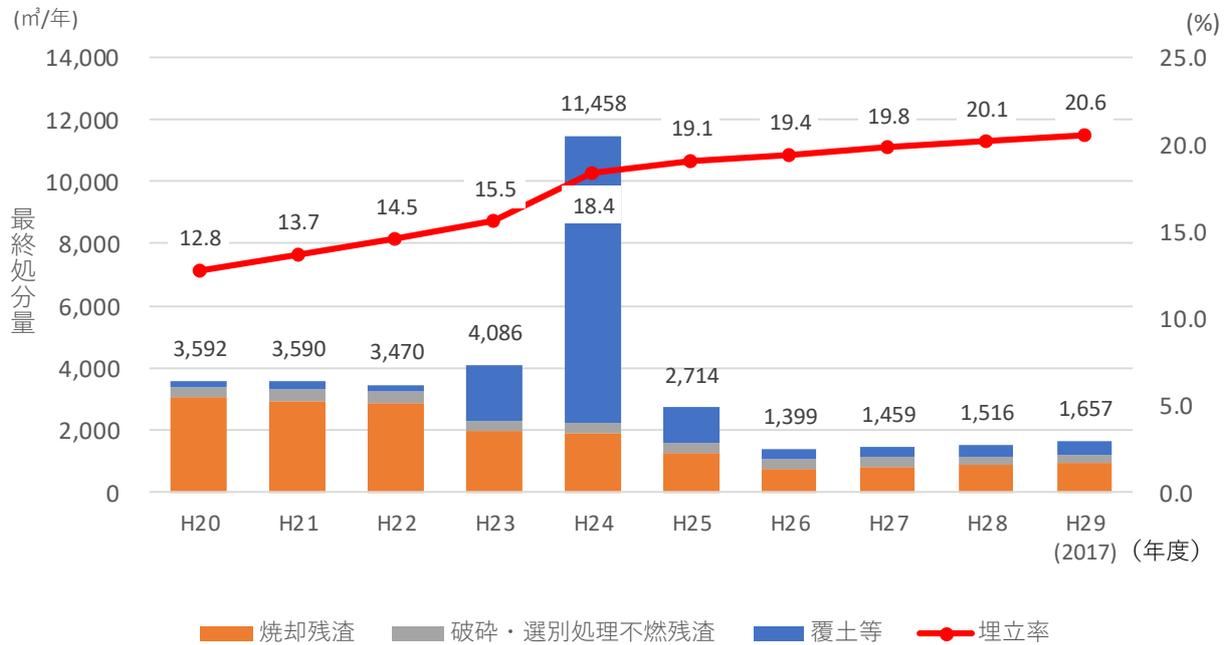
7. 資源化量・リサイクル率の実績

印西クリーンセンターで処理後の再生利用量、回収資源物からの資源化量及びリサイクル率は、平成26年度以降減少傾向で推移しています。



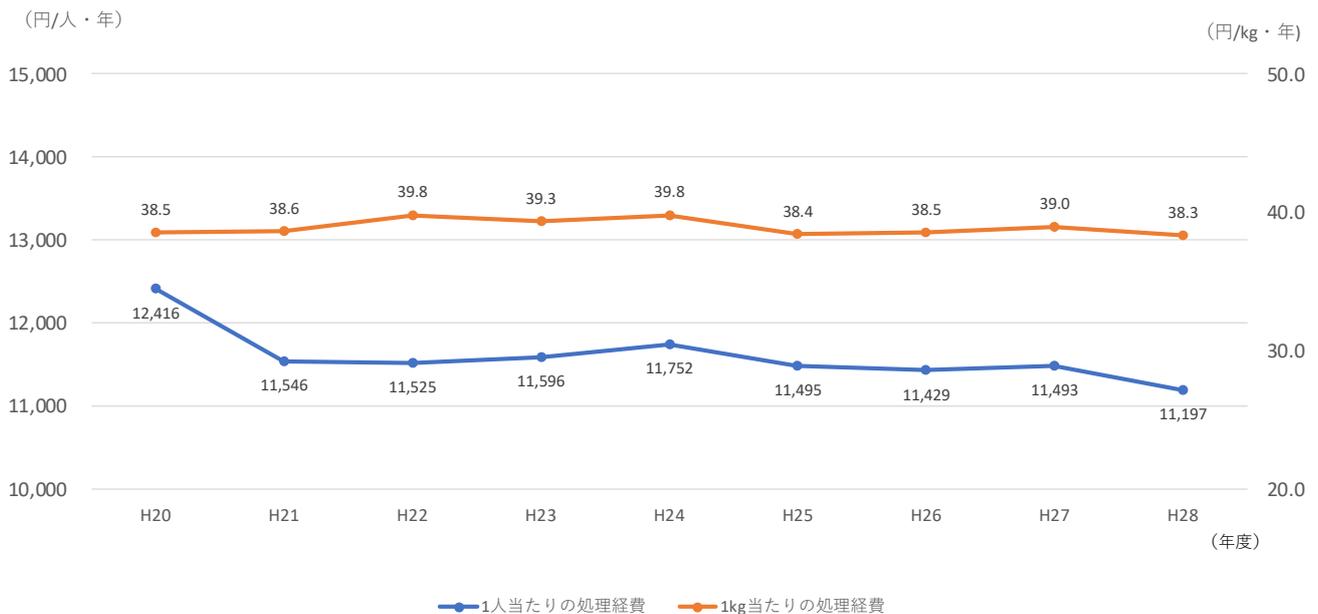
8. 最終処分場埋立量の実績

印西地区一般廃棄物最終処分場での埋立量は、焼却灰（飛灰）の資源化等の影響で、減少傾向で推移していましたが、平成26年度以降は微増傾向で推移しています。



9. ごみ処理経費の現状

1人当たりの処理経費（事業費）は、平成20年度以降減少傾向で推移しており、1kg当たりの処理経費についてはほぼ横ばいで推移しています。



10. 温室効果ガス排出量の現状

温室効果ガスの排出量は、一般廃棄物焼却による排出量が最も多くなっています。



11. 国や県の目標値との比較

国の目標値との比較

項目	国の目標値 (2020年度)	本組合の現状値			比較・検討	達成状況
		平成24年度	平成29年度 (2017)	平成24→29 年度		
排出量	平成24年度比 約12%削減	55,935t	56,172t	0.4%	平成24年度から平成29年度(2017) までの6年間で0.4%増加	×
再生利用率	約27%に増加	26.0%	25.5%	-	再生利用率は減少している。	×
最終処分量	平成24年度比 約14%削減	4,155t	2,258t	-45.7%	平成24年度から平成29年度までの6年 間で45.7%削減	○

千葉県目標値との比較

項目	県の目標値 (2020年度)	本組合の現状値		比較・検討	達成状況
		平成24年度	平成29年度 (2017)		
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量 ^{※1}	500g以下	521g/人・日	503g/人・日	平成24年度から平成29年度(2017)ま での6年間で3.4%減少	×
再生利用率	30%以上	26.0%	25.5%	再生利用率は減少している。	×

※1 資源物及び集団回収に係るものを除く

第4章.ごみ処理の課題

いろいろな課題があるよ

1. ごみ排出量

家庭系ごみは、人口が増加傾向にあるものの、排出原単位（1人1日当たりの排出量）が減少傾向で推移している影響で排出量も減少傾向で推移していますが、人口が2025年まで増加することが予測されることから、引き続き減量化に努めていく必要があります。事業系ごみに関しては、年々増加傾向で推移しています。前計画のごみ減量化・資源化に関する施策において、未実施の項目が多くなっていることや、事業所での減量化・資源化の仕組みづくりが構築されていないこと等から、施策の遂行並びに効果的な減量化を推進していく必要があります。



工場長

(3R推進キャラクター)

2. 資源化

本組合におけるリサイクル率は、平成26年度の28.1%をピークに減少傾向で推移しており、平成29年度(2017)は25.5%となっています。特に、収集資源物・集団回収資源物の減少幅が大きくなっていることから、地域や家庭での分別を推進し、資源化を図っていく必要があります。

また、事業系の資源物は本組合で収集・回収をしていませんが、処理量削減の観点から、事業者にも一層資源化を進めるよう啓発していく必要があります。

3. 収集・運搬

現在、印西市及び白井市については、本組合が収集・運搬業務を行っており、栄町は独自で収集・運搬業務を行っています。構成市町で収集・運搬体制に違いがあるため、一元化は現時点では難しいと判断しています。今後も、現状を踏まえ収集・運搬業務の効率化を図るとともに、有料化などの検討もしていく必要があります。

ごみの減量は大事だよ

4. 中間処理施設

現在稼働している印西クリーンセンターは昭和61年度から稼働を開始し、稼働開始後30年以上が経過しており、ごみ質の変化や施設の老朽化等により処理能力の低下を防ぐため、平成27年度～平成29年度(2017)に、基幹的設備の改良等の大規模工事を実施したところですが、機能を維持するため、毎年度修理を行いながら中間処理施設を操業していく必要があります。

このような状況の中、現在、印西市吉田地区を建設予定地とする次期中間処理施設整備事業に着手しており、2028年度稼働を目指し、今後も計画的に推進していく必要があります。



未来(ミクル)

(3R推進キャラクター)

5. 最終処分場

印西地区一般廃棄物最終処分場は埋め立てを開始してから20年経過しましたが、埋立率は平成29年度(2017)実績で20.6%となっています。今後も、ごみの減量化等を図り、最終処分場の適正な運営を行っていく必要があります。

第5章. ごみ処理基本計画

1. 計画策定の基本理念

国では天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、循環基本法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきました。これまで、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組等により、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、3R（ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル））などの資源生産性を高める取組を一層強化していく必要があるとされています。また、「持続可能な開発目標（SDGs）^{※1}」やパリ協定の採択を踏まえ、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を、引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げて、第四次循環型社会形成推進基本計画^{※2}が平成30年（2018）6月に閣議決定されています。

昨今、全国的に3Rの考え方が普及し、循環型社会の形成に向けた取組等により、リサイクル率が向上し、排出量や最終処分量は大幅に減少してきています。構成市町全体においても、人口が増加しているにもかかわらず、住民等の3Rの取組によって排出量は減少傾向で推移しています。その一方で、事業系ごみの増加やリサイクル率の減少、資源化できる雑がみや食品ロス等の増加といった課題も見受けられます。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標12「つくる責任つかう責任」は、循環型社会の構築を掲げた本計画と方向性が一致しており、本計画の取組が国際的な課題の解決にも結び付くことを認識して、取組を進めていく必要があります。

近年のごみ情勢や国の取組を踏まえ、本組合及び構成市町においては、積極的に3Rの取組を進め、環境への負荷をかけない地域を目指し、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

みんなで作る循環型社会

～環境への負荷をかけない地域を目指して～



ミスターインゼイ



工場長



未来（ミクル）

※1「持続可能な開発目標(SDGs)」とは

「持続可能な開発目標」(SDGs)とは、平成21年9月の国連サミットで採択された、平成28年から2030年までに達成すべき国際目標です。地球環境や気候変動に配慮しながら、持続可能な暮らしや社会を営むための、世界各国の政府や自治体、非政府組織、非営利団体だけでなく、民間企業や個人などにも共通した目標で、「貧困や飢餓の根絶」「質の高い教育の実現」「女性の社会進出の促進」「再生可能エネルギーの利用」「経済成長と、生産的で働きがいのある雇用の確保」「強靱(きょうじん)なインフラ構築と持続可能な産業化・技術革新の促進」「不平等の是正」「気候変動への対策」「海洋資源の保全」「陸域生態系、森林資源の保全」など17の目標を実現するための169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



※2 第四次循環型社会形成推進基本計画

「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、「循環基本法」に基づき「循環型社会の形成」に向け、7つの方向性ごとに、地方公共団体、国民、NPO・NGO、大学等の学術・研究機関、事業者などに対して、各主体の役割、連携と協働、独自の発想や工夫を加え、様々な取組を推進していくこととしています。以下に、7つの中長期的な方向性が示されています。

1. 循環型社会形成に向けた持続可能な社会づくりとの統合的取組
2. 多種多様な地域循環共生圏による地域の活性化
3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
4. 適正処理の推進と環境再生
5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築
6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
7. 循環分野における基盤整備

2. 基本方針

本組合及び構成市町では、これまで住民、事業者、行政それぞれが、ごみの減量・資源化に努めてきており、一定の効果は示してきましたが、今後も更なる減量化・資源化を図るため、以下のとおり基本方針を定め、目標達成に向けて各種の施策を展開していきます。

基本方針 1. 持続可能な循環型社会の構築
基本方針 2. 適正な循環型ごみ処理の推進
基本方針 3. 住民・事業者・行政が協働でつくる循環型社会

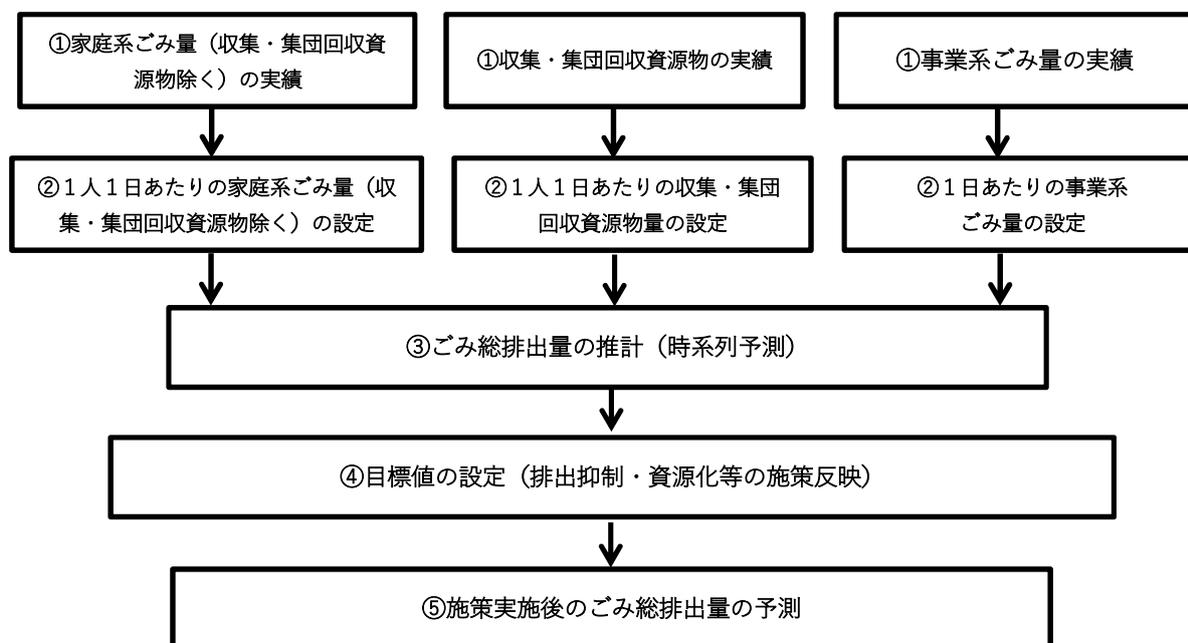
3. ごみ排出量及び処理・処分量の予測

(1) 排出量及び処理・処分量の予測手法

本推計では、家庭系ごみ（収集・集団回収資源物除く）と収集資源物、集団回収資源物、事業系ごみに分け、構成市町毎の各原単位（1人1日あたりの排出量等）を過去5年間【平成25年度～平成29年度（2017）】の実績値から、「ごみ処理施設構造指針解説」（（社）全国都市清掃会議）に基づきトレンド式により推計しています。

なお、ごみの種類別排出量、処理・処分量は、実績よりそれぞれの比率を設定し算出しています。

また、家庭系ごみについては排出原単位法に基づき1人1日あたりのごみ量により将来の排出量を予測しますが、事業系ごみ量は当該地域の産業構造に依存し、人口に比例するものではないため、過去の実績をもとに1日あたりの排出量で予測を行います。



(2) 過去の実績を基にした排出量の予測

○総ごみ排出量の予測

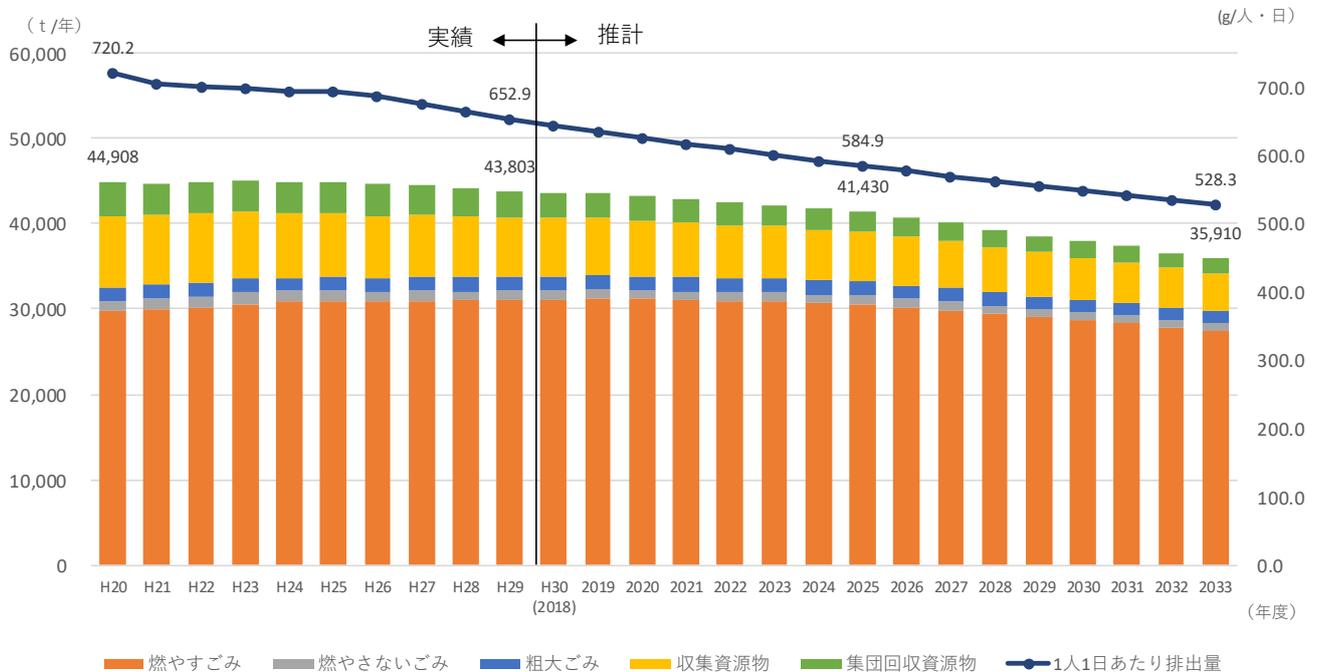
総ごみ排出量は、減少傾向で推移していくことが見込まれ、計画目標年度（2033年度）には48,940 t/年と予測され、平成29年度（2017）と比較すると、7,232 t/年の減少が予測されます。

(単位：t/年)

項目	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	合計	
			家庭系ごみ	事業系ごみ
平成29年度(2017)実績値	183,813	837.2	56,172	12,369
中間目標年度 (2025) 予測値	194,048	767.5	54,360	12,930
計画目標年度 (2033) 予測値	186,228	720.0	48,940	13,031

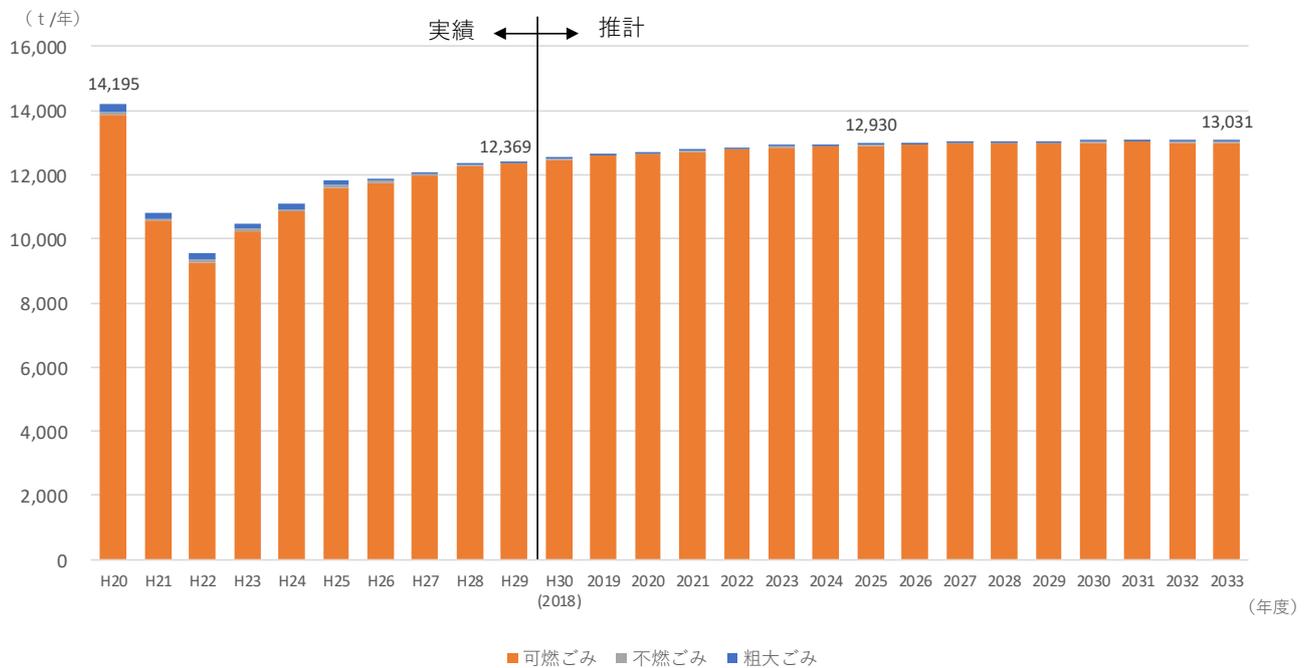
○家庭系ごみ排出量の予測

家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移していくことが見込まれ、計画目標年度（2033年度）には35,910 t/年と予測され、平成29年度（2017）と比較すると、7,893 t/年の減少が予測されます。特に資源物の減少幅が大きくなることが予測されます。



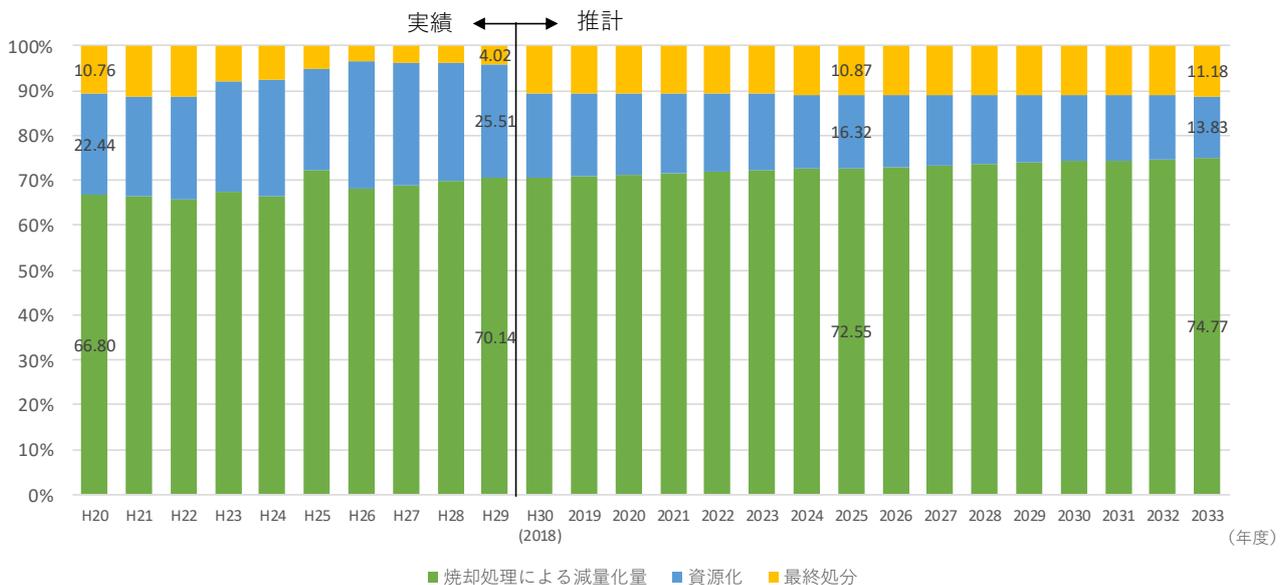
○事業系ごみ排出量の予測

事業系ごみ排出量は、増加傾向で推移していくことが見込まれ、計画目標年度（2033年度）には13,031 t/年と予測され、平成29年度(2017)と比較すると、662 t/年の増加が予測されます。



(3) 処理・処分量の予測

計画目標年度（2033年度）における焼却による減量化率は74.77%、リサイクル率は13.83%、最終処分量は11.18%と予測され、平成29年度(2017)と比較すると、減量化率は4.63%の増加、リサイクル率は11.68%の減少、最終処分量は7.16%の増加が予測されます。



4. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

(1) 目標の概要

過去の実績を基にした排出量をみると、家庭系ごみの減少が見込まれていますが、様々な発生抑制策・資源化策を実施することにより、更なる減量・資源化が見込めると考えられます。

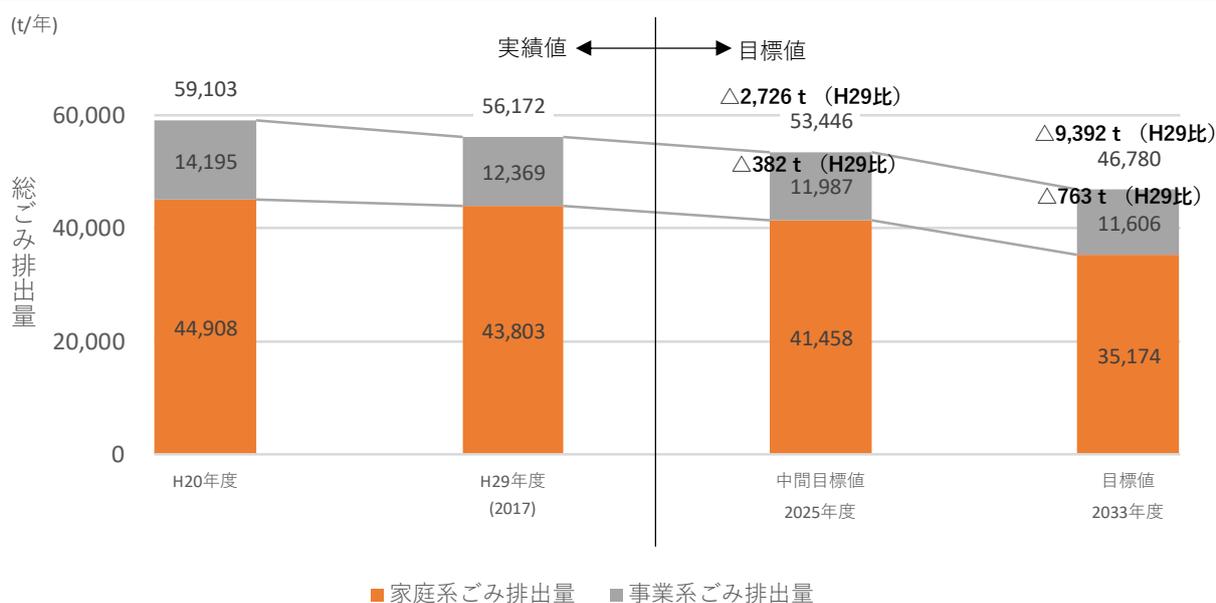
また、事業系ごみに関しては、現状施策で排出する場合、増加傾向で推移することが見込まれ、効果的な減量・資源化施策を実施することが必要と考えられます。

目標年度とする15年後の2033年度のごみ量等の目標値を以下のとおり定め、今後、各種の減量化、資源化施策を展開します。

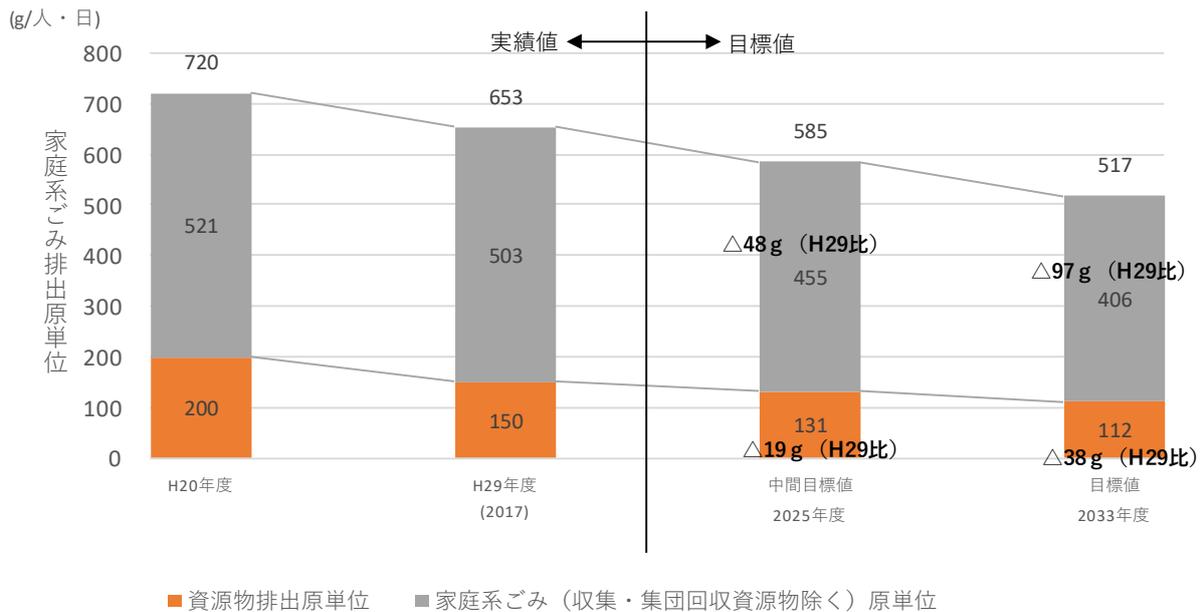
(2) 目標値の設定

2033年度の総ごみ排出量、家庭系ごみ排出原単位、収集・集団回収資源物排出原単位、事業系ごみ排出量を目標値として設定します。

1. 総ごみ排出量
2033年度に平成29年度(2017)と比較して、 <u>年間 9,392 t 削減し、46,780 t 以下とする。</u>
2. 家庭系ごみ排出原単位 (収集・集団回収資源物除く)
2033年度に、平成29年度(2017)と比較して <u>1人1日当たり 97g 削減し、1人1日当たり 406g 以下とする。</u>
3. 収集・集団回収資源物排出原単位
2033年度に、平成29年度(2017)と比較して <u>1人1日当たり 38g 削減し、1人1日当たり 112g 以上とする。</u>
4. 事業系ごみ排出量
2033年度に、平成29年度(2017)と比較して <u>763 t /年削減し、11,606 t /年以下とする。</u>



目標達成に向けた総ごみ排出量予測値の推移



目標達成に向けた家庭系ごみ排出原単位予測値の推移

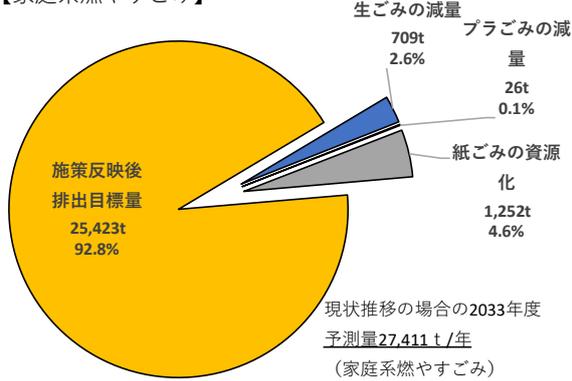
(3) 目標達成のための重点項目

目標達成のために、下記の取組を重点項目とし、積極的に取り組みます。

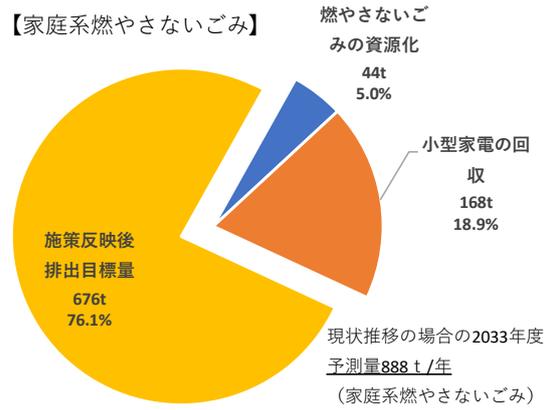
○家庭系ごみの減量化・資源化

生ごみの減量化	生ごみは水分が80%を占めており、徹底的な水切りによって6~10%を減量できると示されています。(H24.3埼玉県清掃行政研究協議会「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」)現状の水切りによる取組に加え、あと約2%の減量化で1日1人当たり約5.21g、年間排出量にすると、約354tの減量が見込めます。
紙ごみの資源化	家庭系可燃ごみに含まれる、資源化できる紙の割合は13.7%と示されています。(H26年度「地方自治体紙リサイクル施策調査報告書」)その約1/3を資源化することにより、1日1人当たり約18.42g、年間排出量にすると、約1,252tの資源化が見込めます。
プラスチック製容器包装類の減量化	燃やすごみに含まれる「プラスチック類」は1日1人当たり28.63g(403.3g/人・日※1×7.1%)です。その中で、レジ袋は1枚あたり4~10gと言われており、レジ袋受取を断れば1回約5g削減になり、燃やすごみに占める「プラスチック類」の17.5%(約5g/28.63g*100)を削減することができます。ただ、住民アンケートによると、住民の82.9%は買い物時のマイバック持参を既の実施しており、実施していない16.1%のうちの半数が実施する事により1日1人当たり約0.40g、年間排出量にすると、約26tの減量が見込めます。
資源ごみの分別強化	資源ごみの分別啓発強化等によって、燃やさないごみに含まれている資源化できる素材(ビン・金属類等を全体で約5%程度と想定)を資源物として回収することで、1日1人当たり約0.65g、年間排出量にすると約44tの資源化が見込めます。
家庭における食品ロスに関する取り組み	生ごみに含まれている手つかず食品は、他自治体等の組成分析調査結果ではちゅう芥類の中の8~18%という結果があります。その約1/4の2.0%を、啓発等により減量することにより、1日1人当たり約5.21g、年間排出量にすると、約354tの減量が見込めます。
小型家電の回収	経済産業省産業構造審議会の「小型家電リサイクルの回収目標」によると、小型家電の市町村回収を、平成30年度(2018)までに0.9kg/人・年とする目標値を設定しているため、本計画では、2033年度に小型家電の回収量を0.9kg/人・年とすることを目標とし、1日1人当たり約2.47g、年間排出量にすると、約168tの資源化が見込めます。

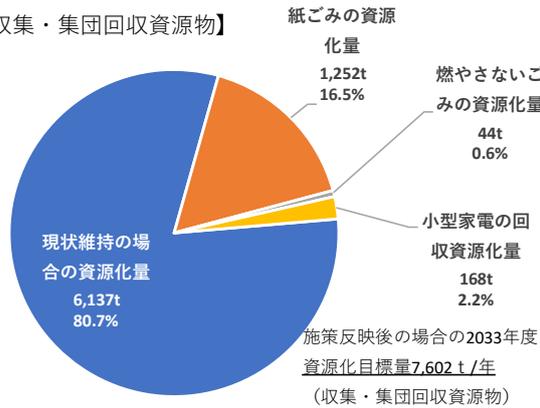
【家庭系燃やすごみ】



【家庭系燃やさないごみ】



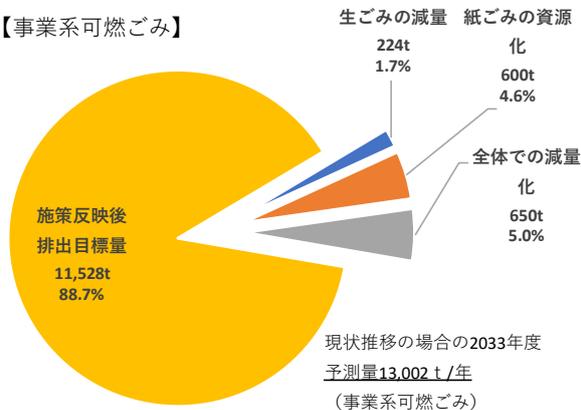
【収集・集団回収資源物】



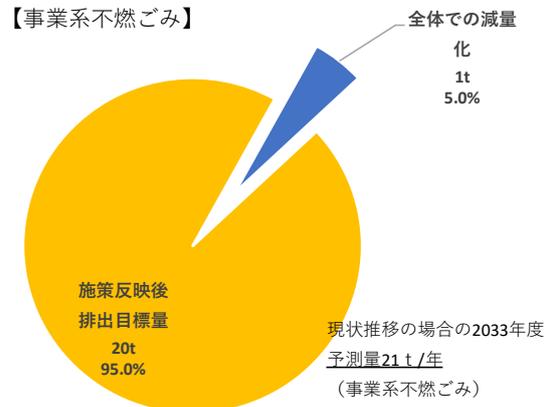
○事業系ごみの減量化・資源化

紙ごみの減量化	事業系可燃ごみに含まれる資源化できる紙の割合は 16.9%（平成26年度地方自治体紙リサイクル施策調査報告書）とあり、その約1/4で1日当たり約1.51t、年間排出量にすると、約551tの資源化が見込めます。
飲食店、事業所等での「食べ残し〇運動」等	構成市町内の全事業所に占める宿泊・飲食業、卸・小売業の事業所数の割合は、35.6%（H28経済センサス活動調査）であり、宿泊・飲食業から出る燃やすごみのうち、約50%はちゅう芥類（H20.3京都市環境局調査）と言われており、そのちゅう芥類を約15%削減することにより、1日当たり約0.61t、年間排出量にすると、約223tの減量が見込めます。
事業系ごみ全体の減量化	事業系ごみ全体の減量化を進めるため、排出事業者への減量計画書の作成の徹底や、減量に対するインセンティブや料金体制の検討することにより、事業系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ）の5%を減量することが見込めます。

【事業系可燃ごみ】



【事業系不燃ごみ】



(4) 施策実施による減量化・資源化後のごみ排出量の予測

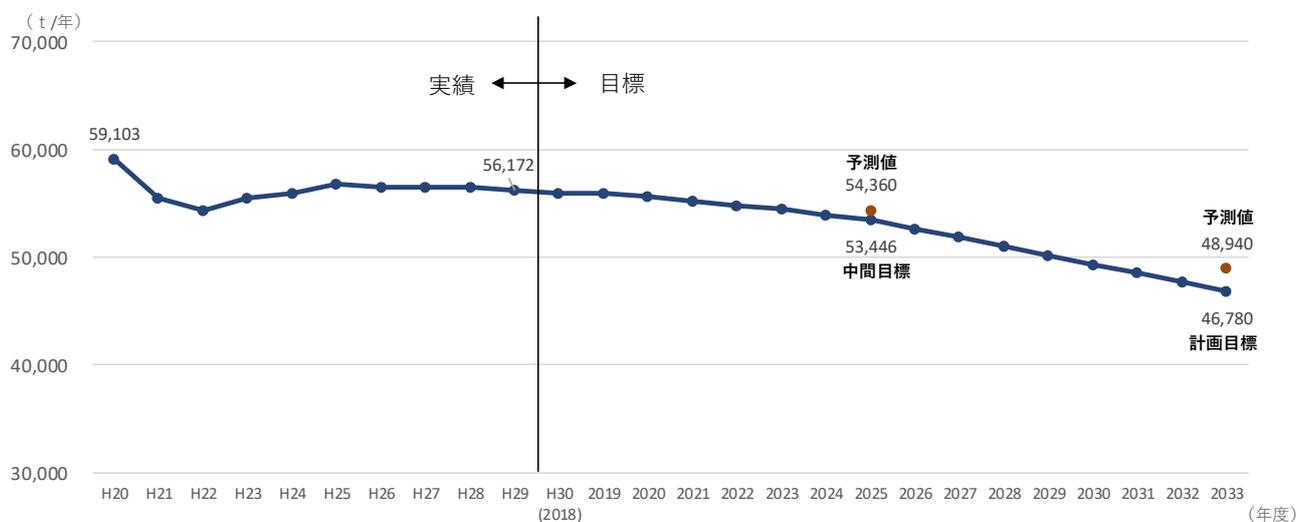
(単位：t/年)

項目	H29年度 (2017) 実績	2033年度排出目標量算出		
		現状推移の 場合	施策減量目 標量	施策反映 排出目標量
家庭系ごみ	43,803	35,910	-735	35,174
ごみ	33,758	29,773	-2,200	27,573
燃やすごみ	31,118	27,411	-1,988	25,423
燃やさないごみ	1,007	888	-212	676
粗大ごみ	1,633	1,474	0	1,474
収集資源物	10,045	6,137	1,464	7,602
集団回収資源物				
事業系ごみ量	12,369	13,030	-1,424	11,606
可燃ごみ	12,340	13,002	-1,424	11,578
不燃ごみ	22	21	-1	20
粗大ごみ	7	7	0	7

(5) 施策実施による減量化・資源化後のごみ排出量

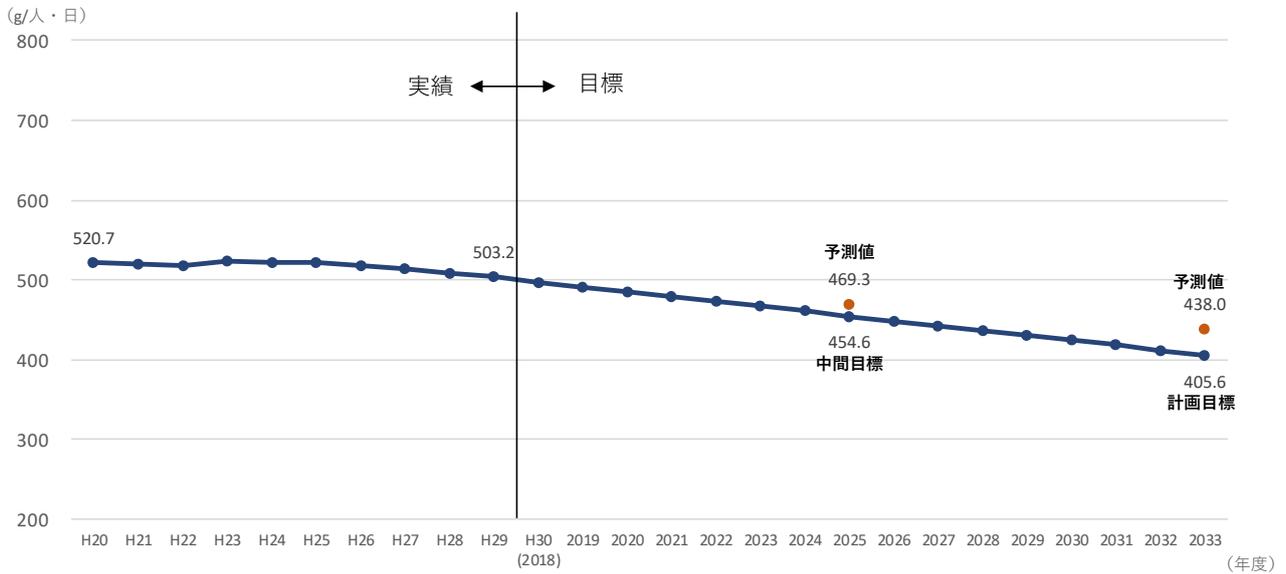
○総ごみ排出量

総ごみ排出量については、構成市町の総ごみ排出量合計値を目標とし、中間目標年度である2025年度に53,446 t/年、目標年度である2033年度に46,780 t/年を達成することを目標とします。平成29年度(2017)と比較すると、9,392 t/年の減少となります。



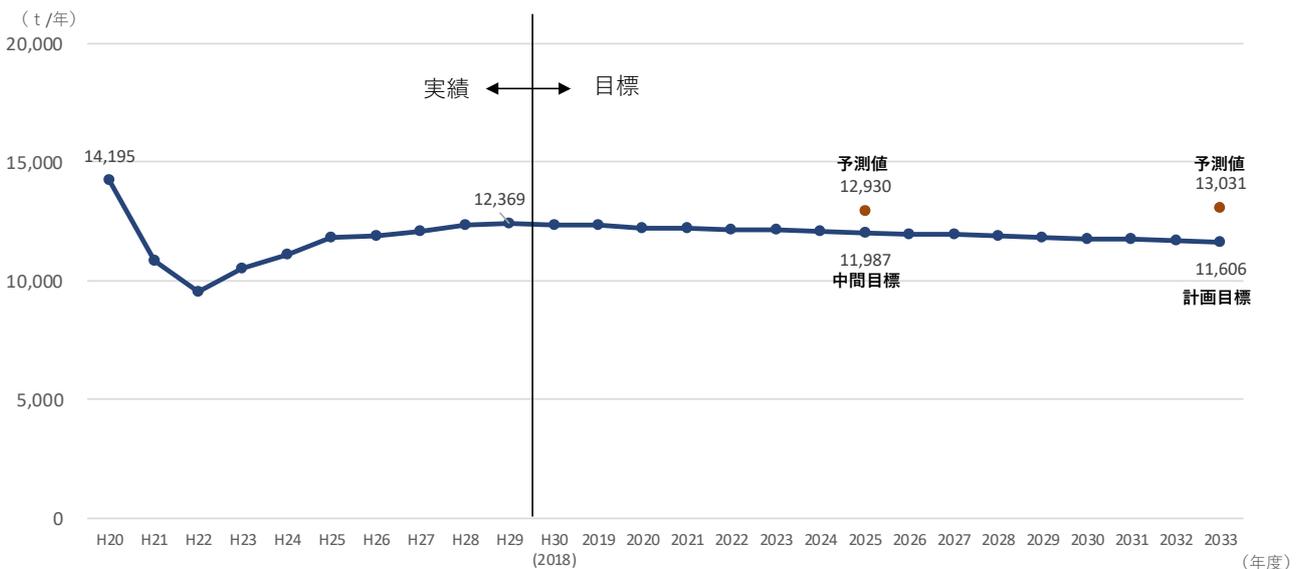
○家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出原単位（収集・集団回収資源物除く）について、構成市町統一目標として、中間目標年度である2025年度に1人1日当たり454.6g、目標年度である2033年度に1人1日当たり405.6gを達成することを目標とします。平成29年度(2017)と比較すると、97.6g/人・日の減少となります。



○事業系ごみ排出量

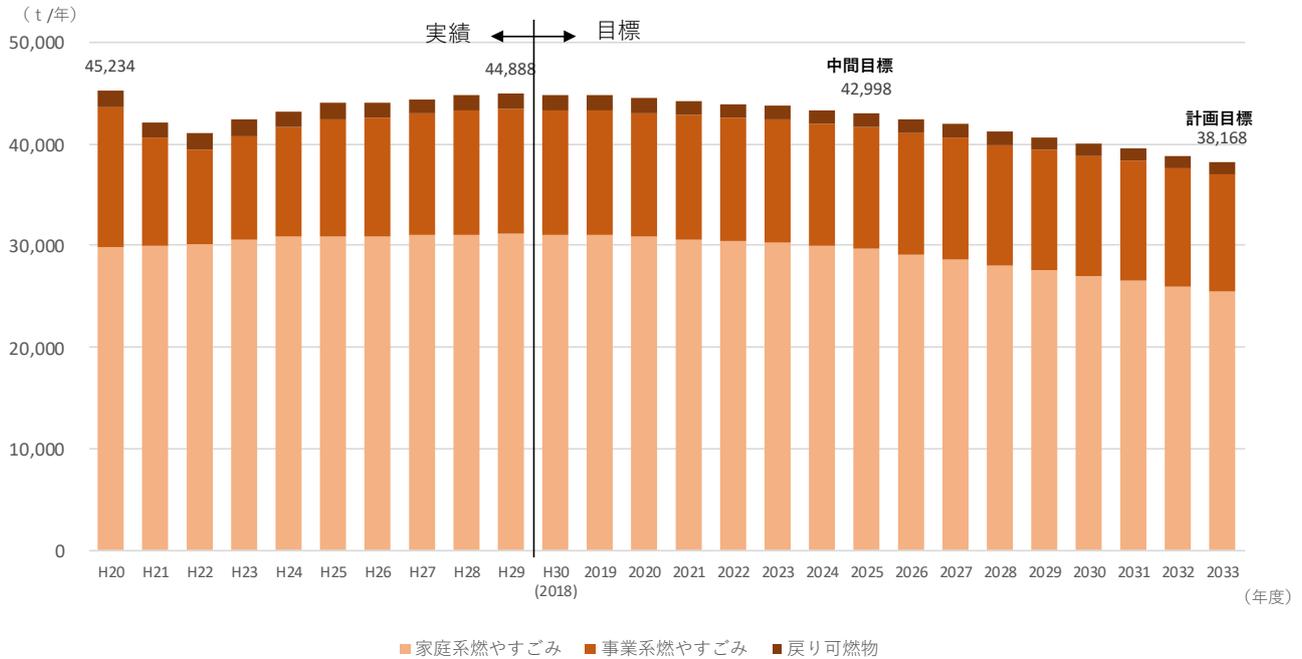
事業系ごみ排出量については、構成市町の事業系ごみ排出量合計値を目標とし、中間目標年度である2025年度に11,987t/年、目標年度である2033年度に11,606t/年を達成することを目標とします。平成29年度(2017)と比較すると、763t/年の減少となります。



(6) 施策実施による減量化・資源化後の処理量の推移

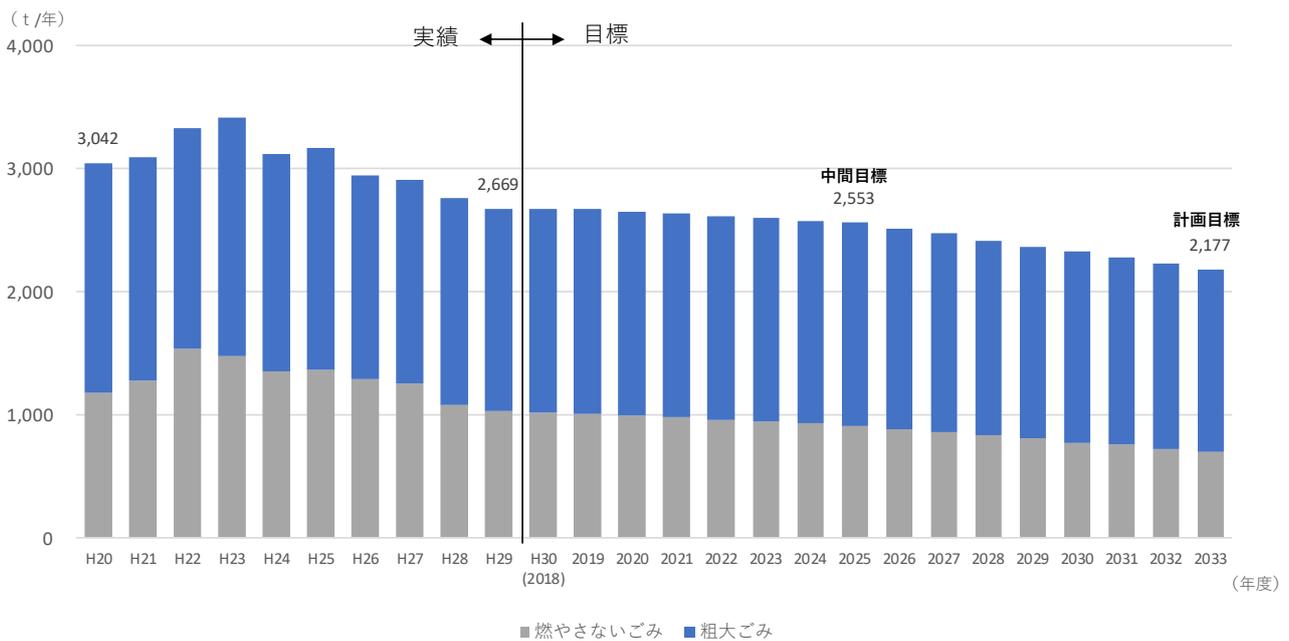
○焼却処理量

施策実施後の焼却処理量は、中間目標年度である2025年度に42,998 t/年、目標年度である2033年度に38,168 t/年の焼却処理量となります。平成29年度(2017)と比較すると、6,720 t/年の減少となります。



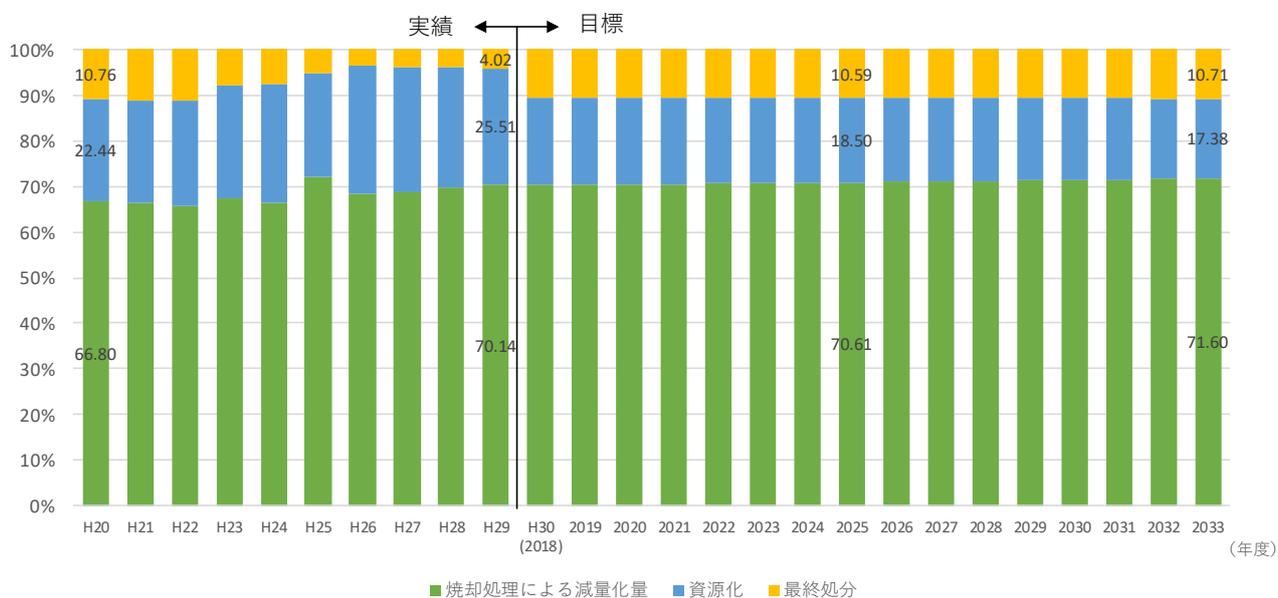
○破碎・選別処理量

施策実施後の破碎・選別処理量は、中間目標年度である2025年度に2,553 t/年、目標年度である2033年度に2,177 t/年の焼却処理量となります。平成29年度(2017)と比較すると、492 t/年の減少となります。



(7) 施策実施による減量化・資源化・最終処分量予測

目標年度である 2033 年度における焼却による減量化率は 71.60%、リサイクル率は 17.38%、最終処分率は 10.71%となります。平成 29 年度(2017)と比較すると、減量化率で 1.46%の増加、リサイクル率で 8.13%の減少、最終処分率で 6.69%の増加となります。



しっかり分別して、ごみを減量しよう



工場長

5. ごみ減量化・資源化の取組

基本理念「みんなで作る循環型社会」を実現するため、ごみ減量化と資源化のより一層の推進が必要となってきます。

取組にあたっては、3つの基本方針に基づき、これまでの使い捨てる生活（様々なものを大量に生産・消費し、不要となったものを廃棄する）から、ごみを出さない生活として、必要なものを、必要な時に、必要なだけ消費するライフスタイルへの転換を意識し、ごみそのものの発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）などの資源生産性を高める取組を一層強化し、環境への負荷をかけない地域を目指し、各種の施策を、連携・連動させながら展開します。

施策は、ごみ減量化、分別、資源化を日常の生活において体现できるような構成としており、効果的かつ効率的な活動とするために、住民や事業者と行政が協力して取り組めるよう、それぞれの立場で具体的に示しています。特に行政は、わかりやすい情報や施策を率先して提供し、住民や事業者が各種の施策をスムーズに取り組めるよう環境を整えます。

また、「目標達成のための重点項目」で掲げた施策は、重点施策として積極的に取組めます。

施策の取組み

(1) ごみ排出量の削減

- 食品ロスを減らそう
- 生ごみの水切りを徹底しよう
- マイバックを使用しよう
- 繰り返し使えるものを使用しよう
- 事業系ごみの排出を減らそう

(2) ごみの分別、リユース・リサイクルの推進

- 適正な分別・処理を推進しよう
- 資源の分別を徹底しよう
- 資源回収に協力しよう
- リユース、リサイクル商品を活用しよう

(3) ごみについて考える

- ごみに関する知識を高め、実践しよう
- ごみ処理有料化について考えよう
- 資源化の仕組みづくりについて考えよう

ごみを分別・削減
するぞー！



ミスターインザイ

ごみだらけ
にしてやる



ごみ突然変異怪獣

ゴミラ

6. 収集・運搬計画

- ・ごみの排出に際し、決められた排出方法が守られるよう、住民への啓発を図り、適正な分別収集を行います。
- ・住民の理解と協力を得て、排出されたごみを収集・運搬し、ごみの適正処理を実施し、生活環境の保全に努めます。
- ・収集作業の安全と事故防止を徹底します。
- ・構成市町で収集・運搬業務の体制に違いがあることを踏まえ、地域特性や将来予測されるごみ量の減少及び多様化に対応し、収集・運搬体制の改善を図ります。また、排出抑制・資源化の推進を図る施策の一つとして、有料化等の検討も行います。

7. 中間処理計画

今後、ごみの適正処理を維持するため、印西市吉田地区を建設予定地とする次期中間処理施設整備事業を推進しており、2016（平成28）年度に次期中間処理施設整備基本計画、2017（平成29）年度に基本計画追加策定を行い、2018（平成30）年度から用地取得など具体的な業務を開始し、2028年度稼働を目指します。今後は、建設工事に向けて環境影響評価や都市計画決定等の各種の手続きを計画的に推進します。

次期中間処理施設の規模については、下記の通り設定します。

◎新・焼却処理施設

下記のとおり、将来のごみ焼却処理量を見込んでいますが、稼働開始時（2028年度）より、目標達成時（2033年度）のごみ焼却処理量が下がることを踏まえ、施設規模を設定します。なお、5年後にも本計画の見直しがあるので、再度、検証をする必要があります。

（1）将来のごみ焼却量

稼働開始時（2028年度）の焼却処理量	41,200 t
減量目標達成時（2033年度）の焼却処理量	38,168 t
※災害廃棄物の焼却処理量	3,500 t
合計	41,668 t

（2）施設規模

日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率 = 施設規模（t/日）

$(41,668 \text{ t} \div 365) \div 0.767 \div 0.96 = 155.1 \div 156 \text{ t}$

◎新・粗大ごみ処理施設

稼働開始時（2028年度）より、目標達成時（2033年度）のごみ処理量が下がることを踏まえた施設規模を設定します。なお、5年後にも本計画の見直しがあるので、再度、検証する必要があります。

稼働開始時（2028年度）の破碎・選別処理量	2,412 t
減量目標達成時（2033年度）の破碎・選別処理量	2,176 t

8. 最終処分計画

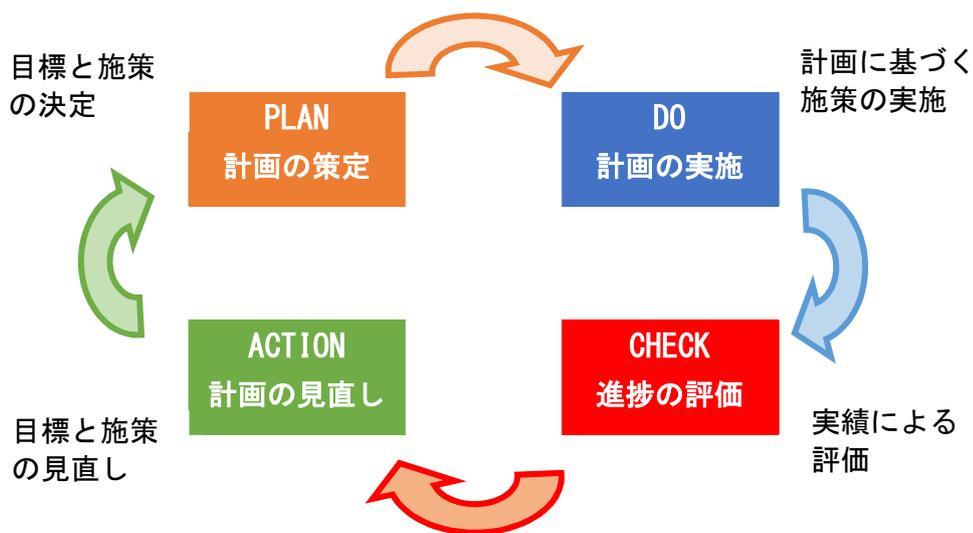
最終処分場の安定的な利用を図るため、地域との信頼関係を構築し運営します。なお、埋立容量に対し、平成29年度(2017)末の埋立率は20.6%で、今後、長期に渡り利用が可能であることから、焼却灰の全量を埋め立てる方針とします。

第6章. 計画の推進

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各種施策が適切に実施されているかチェックを行うなどの進行管理を行うとともに、事業効果などを的確に評価できる体制構成市町と本組合で確立させ、施策の推進に当たります。

本計画の進行管理については、計画の策定(P L A N)、実施(D O)、評価(C H E C K)、見直し(A C T I O N)のP D C Aサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

また、本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況などを評価し、課題をまとめ、評価結果を公表し、評価した内容や課題については、次期の計画へ反映し、改善します。



ごみの資源化に取り組み、「みんなでつくろう循環型社会」

